

## 公共工物品質確保に関する議員連盟総会 説明補足資料

((一社) 建設産業専門団体連合会)

R5年11月8日(水) 8:00~9:30 参議院会館1F 講堂

「公共工物品質確保法」となっているが、民間工事にも視点を当てた改正の検討をお願いします。

・公共工事については、入契法や会計法等で予定価格の元での競争など制限があるが、民間工事及び公共でも下請契約では「民・民」契約での合意とされ下請企業は適正な請負額を確保できない現状はまだあり、一定のルールを示していただきたい。

3Kである職場に若者を取り込むため、あるいは職人を維持するためには、労務費の大幅アップが不可欠で、「技能労働者の労務費」相当額は、どの契約次層であっても同等の労務費水準で計上され、義務的経費(一般管理費)の確保と併せて適正な請負価格となるよう方策を検討いただきたい

・国交省でも検討いただいているが、民間の安値競争の慣習では今後の業界は維持していけない状況となっている。国内の給与水準も先進各国との比較で低くなっており、外国人労働者からも選ばれなくなる懸念がある。

安値競争に因らない安定した適正額の請負契約締結の環境が必要である。

改正労働法に対応を進めているが、移動式クレーン、圧送コンクリート等の業種における現場移動に対する時間外労働や内装・外装等仕上げ、設備業種における工期のしわ寄せは未だ課題となっており、適正工期の設定や積算歩掛の見直しを推進いただきたい。

・クレーン、圧送については、現場稼働前まで及び終了後の移動時間や圧送車のコンクリート掃除が時間外労働となるため上限厳守が厳しい。また特に民間工事の仕上げ業種においては、納期ありきの契約となっており工期延長が困難であり、しわ寄せが常となるため、適正工期の徹底や歩掛の見直し等が必要となっている。

担い手確保の手段として、若者への取り組みは、職業体験学習などが有効と考  
えている。一方で、職業訓練法人に対しては、学生に対する体験教育を禁止し  
ているが、若者に理解を得る有効な手段であるので活用できるよう検討をお  
願いしたい。

・専門工事業の訓練機関として「全国建設産業教育訓練協会」があるが、職業  
内容の理解を得ることや業界への入職への端緒として在学中に体験すること  
は若者、業界共に有用と考えているが、職業訓練法人は労働者以外を研修・教  
育対象にすることを禁じており、当該法人に学生を迎えて教育することができ  
ない。

建設業を体験する上で、その設備や場所を備えている環境があり講師も充実  
していることから門戸を開いていただくようお願いしたい。